

## 生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

2024年6月1日から診療報酬が改訂になります。  
今回の改訂では、特定疾患管理料の対象疾患から  
[糖尿病][高血圧][脂質異常]が除外となります。

当院では糖尿病(在宅自己注射の方を除く)、高血圧、  
脂質異常症にて通院の患者様には[生活習慣病管理料Ⅱ]を  
算定し、療養計画書に基づき総合的な治療管理を行います。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重・食事・運動に  
関する指導内容を記載した[療養計画書]を作成し、  
署名(サイン)をいただく必要があるためご協力のほど  
よろしく願いいたします。

なお、改訂に伴い患者様の窓口負担額につきましても  
これまでの金額から変更がありますので、ご理解と  
ご協力をお願いいたします。